

EU の対ロシア制裁と脱ロシア依存計画の行方

本レポートの要点

- EU の対ロシア姿勢は、想定以上の結束を見せたとの評価がある一方、追加制裁の検討段階で加盟国間の足並みの乱れも露呈。第 6 弾制裁では、ロシア産原油の全面禁輸に対するハンガリーなどの抵抗が制裁発動の障害となり、パイプライン経由の輸入が禁輸対象外となった。
- EU は自身への悪影響が比較的小さく、かつ早期に実現が可能なところから着手する形でエネルギー分野の制裁を強化。ガス禁輸を含む一段の追加制裁に関して合意形成が難しいなか、欧州委員会が「REPowerEU」でロシア産ガスから脱却する意思を示した意義は大きい。
- EU は脱ロシア依存の取り組みとして、天然ガスの代替供給元の確保のほか、再エネや水素の導入を加速させる予定。水素・アンモニアに関しては、国家補助の投入を進め、EU 域外からの輸入を含む国際的なサプライチェーン構築による普及加速を見込んでいる。

1. 欧州諸国の対ロシア姿勢

筆者は 5 月初旬から 1 カ月ほど欧州に出張し、現地の有識者へのヒアリングやシンクタンクのセミナー聴講を通じて、欧州連合（EU）の政策動向について調査をおこなった。本稿は出張中に得た知見を踏まえ、EU の第 6 弾対ロシア制裁（6 月 3 日採択）とエネルギーの脱ロシア依存計画「REPowerEU」（5 月 18 日詳細案公表）について解説することを目的としているが、まずここでは欧州各国の対ロシア姿勢を簡単に整理しておきたい。

大まかに言えば、英国は対ロシア強硬派の急先鋒、EU はフランスを中心に対話を重視しているというのが現地で聞かれた一般的な整理である。英国では 2 月下旬のロシアのウクライナ侵攻（以下、ウクライナ危機）当初から政権・議会ともにロシアを擁護する声はほぼ無いに等しく、ロシアの絶対的な敗北を望んでいるとされる。実際、同国は米国と並んで迅速に制裁発動に動いてきた。2020 年末に EU からの完全離脱を果たしたジョンソン英政権にとっては、期せずして EU に縛られない迅速な外交アクションで EU 離脱の成果をアピールする格好の機会となった（無論、国内の支持が大きく低迷しているジョンソン首相の政権運営は依然として予断を許さない状況にある¹⁾）。

一方、EU はウクライナ危機への対応において想定以上の結束を見せたとの評価はあるものの、加盟国間の足並みの乱れも露呈した。ロシア軍事侵攻の脅威に懸念を強める北欧諸国（フィンランド、スウェーデンは NATO 加盟申請）や東欧のポーランド、対ロ融和姿勢を維持できなくなったドイツやイタリアなどが揃ってスタンスを硬化させたが、ロシア・プーチン大統領へのアプローチはそれぞれ微妙に異なっている。北欧・バルト諸国が英国に近い強硬派だとすると、どちらかと言えばフランスやドイツといった主要国は対話を重視する穏健派と見られてきた（次頁図 1）。

¹ ウクライナ危機発生直前の 2 月上旬は、ジョンソン英首相がロックダウン期間中のパーティ開催が発覚した不祥事を巡り、議会で厳しく追及を受けていたタイミングと重なり、「有事にリーダーを変えるべきでない」との認識が広がったことが同首相に対する党首解任運動の勢いを失速させたとの見方がある。ただ、6 月 6 日に実施された保守党の党首不信任投票では、信任が不信任を上回ったものの、所属下院議員の 41% が不信任に投じた。保守党が議会で過半数を握っている現況下では（総選挙の実施期限である 2025 年 1 月以前に）解散・前倒し総選挙が実施される可能性は低い、政権基盤の立て直しが急務となっている。

ドイツでは伝統的に親口派の連邦首相を輩出してきた社会民主党のシュルツ氏が首相の座に就いたこともあり、方針転換のスピード感を欠いているが、ロシアとのガスパイプライン計画（ノルドストリーム2）を停止し、また紛争地への武器供与をしない従来方針を覆してウクライナへの支援を決めた。同国の方針転換の理由は、対口強硬派の緑の党の台頭（連立政権入りおよび経済・外交の大臣ポストを獲得）、擁護する余地のないロシアの侵略行動といった国内外両面の要因が大きいとみられる。ただ、ドイツはウクライナ支援に依然として慎重との見方が一般的で、在欧シンクタンクのセミナーに登場するウクライナ関係者からは憤りの言葉が発せられることも少なくなく、**本危機においてドイツが十分な外交手腕を発揮しているとの評価はほとんど聞かない。**

もう一つの大国フランスは、今年上半期の EU 議長国を務め、4 月に大統領選、6 月に下院選と重要イベントが続いたこともあり、マクロン大統領が積極的に外交プレゼンスの発揮に努めてきたとみられるが、その対話重視姿勢での現状打開はいまのところ見られていない。ある民間有識者の見方によれば、**マクロン大統領の対話重視姿勢には歴史認識が関係**しており、具体的には第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約（講和条約）で敗戦国ドイツに懲罰的な賠償を課したことが、その後のナチス台頭に繋がったとの反省があるとのことだった。

加盟国ごとに微妙な違いこそあるが、ロシアを強く非難する点では EU 内はほぼ一致している。しかし、4 月に連続 4 選を決めたオルバン首相率いるハンガリーだけは融和姿勢を維持し、ロシア非難からも一定の距離を置き続けた。ハンガリーは NATO 加盟国にもかかわらず自国経由のウクライナへの武器供与を拒否し、後述（2. EU の第 6 弾制裁パッケージ採択までの流れとポイント）のとおり**原油の全面的禁輸やロシア正教会トップへの個人制裁を含む対口追加制裁に反対するなど、ハンガリーの姿勢が加盟国の全会一致を原則とする EU の制裁発動の大きな障害**となった。

図 1 EU 各国の対ロシア姿勢の変化

	ウクライナ侵攻前	ウクライナ侵攻後
ドイツ	- 化石燃料の対口依存 - シュレーダー氏など首相経験者がロシアと緊密な関係 - 紛争地への武器禁輸	- 年内にロシア産原油輸入ゼロを目指す - シュレーダー元首相の特権をはく奪 - ウクライナに武器供与
フランス	- エネルギー自給率は高め - 原子力産業で協力関係も	マクロン大統領はプーチン大統領との対話を重視。屈辱を与えない形の和平を模索
イタリア	- 化石燃料の対口依存 - 経済界がロシアと緊密な関係 - ベルルスコーニ元首相がクリミア併合を支持する発言	2023 年中にロシア産ガス輸入ゼロを目指す - ドラギ首相はプーチン大統領との対話に否定的 - 一方、長期的な和平計画を提案
ポーランド	化石燃料の対口依存（「法の支配」を巡り EU 当局と対立も）	- ロシア産石油禁輸を支持 - 年内にロシア産の原油・ガス輸入ゼロを目指す
ハンガリー	化石燃料の対口依存（「法の支配」を巡り EU 当局と対立も）	- ロシア産石原油の全面禁輸やロシア正教会のキリル総主教への個人制裁に反対 - 対口融和姿勢を維持

（出所）筆者が欧州出張中に入手した情報をもとに作成

ハンガリーは、同じ東欧のポーランドと並んで 2015 年頃の難民危機の際に難民受け入れに強い難色を示し、近年では EU の基本的価値である「法の支配」順守を疑問視されるなど、EU の問題児的な立ち位置にいる。そうしたなかで、もう一方のポーランドがウクライナ危機を受けてロシアに強硬な姿勢を示し、戦後最大規模の難民の受け入れ先²としても EU の連帯を象徴する存在となったことで、外交面ではハンガリーの孤立が目立つ形になった（内政面ではオルバン首相の「戦争に積極的に関与しない」姿勢が一定の支持を得ているとの見方がある点も見逃せない）。

上記の「法の支配」順守は加盟国のコロナ禍での経済復興を支援する復興基金の資金提供の条件にもなっているが、欧州委員会はポーランドに対して 6 月 1 日（審査開始から数えて約 1 年遅れ）に司法改革を前提に復興基金の支払いを開始する意向を示しており、同国と EU 当局の対立は一転雪解けに向かいつつある。この復興基金の支払い手続きにおいてもハンガリーは取り残された形となっており、これは後述（3. エネルギーの脱ロシア依存計画）のとおり、エネルギー供給構造の移行を援助する予算へのアクセス可否にも関わるため、引き続き同国の動向が注目される。

2. EU の第 6 弾制裁パッケージ採択までの流れとポイント

前述の EU 加盟国の対ロ姿勢の変化を踏まえ、EU のこれまでの制裁動向を見ていきたい。EU はウクライナ危機が発生した 2 月下旬以降、1 カ月強の短い期間のなかで対ロ制裁パッケージを第 5 弾まで発表した（次頁図 2）。EU はロシアへのエネルギー輸入依存度が高く、天然ガスは全輸入の 45%、原油は 27%、石炭は 46%を占める（2021 年）。そのため、EU は制裁による自らへの悪影響に配慮し、当初はエネルギー分野の制裁発動に慎重な姿勢を示した。具体的には、3 月 2～3 日に決定されたロシア民間銀行の国際決済網（SWIFT）からの排除（同措置を第 3 弾の一部とみなすかは見方が分かれるところ）において、エネルギー関連取引に係るズベルバンクやガスプロムバンクが制裁対象から除外された。これはロシア産原油・天然ガス取引に関するロシア側への支払いが止まり、ロシア企業が供給を停止³してしまうリスクに配慮した措置である。

一方、ロシアのウクライナ侵攻が苛烈さを増すなか、3 月 15 日発表の第 4 弾制裁パッケージでは、石油関連の特定ロシア国営企業との取引を禁止（ただし、必要不可欠な場合は禁止対象外）、4 月 8 日の第 5 弾では今年 8 月からのロシア産石炭の禁輸を盛り込み、EU 自身への影響が比較的小さいところ、かつ早期に実現が可能なところから着手する形でエネルギー分野の制裁強化を進めた。そして、原油・石油製品や天然ガスの禁輸が次にとりうる選択肢として注目されるようになった。なお、英国と米国は 3 月 8 日にロシア産原油・天然ガスの禁輸を発表しており、勿論両国の対ロ依存度の低さは無視できないものの、この時点で EU の動きはすでに遅れをとっていた。

こうしたなか、欧州委員会が 5 月 4 日に提案した第 6 弾制裁パッケージの原案ではロシア産原油・石油製品を年末までに禁輸にする措置が盛り込まれた。この制裁案公表に至るまでの間、当初禁輸に難色を示したイタリアやドイツの G7 国が態度を軟化させ、「エネルギー政策」の一環としてロシアからの早期脱却を掲げ始めた（例：ドイツは年内にロシア産原油からの依存脱却）。一方、

² ウクライナ難民の約半数が隣国ポーランドに流入しているが、将来母国に帰還することを意図してポーランドにとどまる難民が一定数いるとの話が聞かれた。

³ ロシア政府が要求したルーブル建てでのガス代金支払いを拒否したことを理由に、4 月末以降、同国政府系企業ガスプロムがポーランド、ブルガリア、フィンランド、オランダ、デンマークへの供給、および英シェル傘下のシェルエナジーが契約しているドイツ向けの供給を相次いで停止した。

ハンガリーやスロバキアなどロシア産原油への依存度が高い国は難色を示し続けたため、これらの国に対して長めの猶予期間を設ける方向で調整が進められることとなった。

図 2 EU の対ロシア制裁パッケージ(第 1~5 弾)の概要

制裁概要	
2/23	〔第 1 弾〕 ①VEB、Bank Rossiya、Promsvyazbank の資産凍結、資金供与禁止、②下院議員 351 名、軍関係者、メディア関係者等 27 の個人・団体の資産凍結、入国禁止等、③独立対象地域への新規投資、貿易、金融取引の禁止、④ロシア政府・中銀が 3/9 以降に発行する債券の直接・間接の売買禁止
2/25	〔第 2 弾〕 ①Alfa Bank、Bank Otkritie、Bank Rossiya、Promsvyazbank 並びに国営企業に対する 4/12 以降ファイナンス禁止、②ロシア人の預金預け入れ制限 10 万ユーロ、③軍事目的に転用可能な製品、石油精製用機器・技術、航空宇宙産業用部品・技術の輸出禁止、④プーチン大統領やラブロフ外相らを個人制裁対象に追加。
2/27	ロシアメディアの活動禁止。ロシア航空機の EU 領空飛行禁止
2/28	〔第 3 弾〕 ①ロシア中銀保有資産や外貨準備に関連した取引禁止、ロシアの航空機による EU 域内の発着と領空通過を原則禁止、②石油や金融関連の新興財閥（オリガルヒ）など 26 人と 1 団体を個人制裁対象に追加（2/28 時点では SWIFT からのロシア銀行排除に関して詳細発表見送り）
3/2	ロシア銀行 7 行（VTB、VEB、Promsvyazbank、Bank Otkritie、Sovcombank、Novikombank、Bank Rossiya）の SWIFT からの排除に合意
3/3	EU は SWIFT からロシア銀行 7 行及び子会社の排除を 3/12 から発動することを決定
3/9	①実業家、上院議員など 160 名を個人制裁対象に追加し、資産凍結・渡航禁止、②制裁対象者に対して暗号資産での取引禁止、③無線等海上航行技術輸出禁止
3/15	〔第 4 弾〕 ①最恵国待遇から除外、②国営企業の格付禁止、③石油関連の特定ロシア国営企業との取引禁止（但し必要不可欠な輸入は認める）④エネルギー分野への投資禁止、⑤鉄鋼製品（除く鉄製品）輸入禁止（33 億米ドル）、⑥贅沢品輸出禁止（高級自動車、宝飾品、美術品）、⑦新興財閥、政府官僚、軍事企業等を制裁対象に追加
4/8	〔第 5 弾〕 ①石炭輸入禁止（年間 40 億ユーロ、2022/8～）、②VTB 含む 4 銀行との全取引禁止、③ロシア船舶の EU 域内での寄港禁止、④量子コンピュータ、先端半導体、輸送機器、化学品等の輸出禁止（年間 100 億ユーロ）、⑤木材、ゴム、セメント、肥料、高級海産物、アルコール等の輸入禁止（年間 50 億ユーロ）、⑥ロシア企業の公共入札への参加禁止、⑦個人制裁対象者の追加

（出所）欧州委員会、欧州理事会、EU 理事会、JETRO の資料をもとに丸紅経済研究所作成

その後、5月30～31日のEU臨時首脳会議を経て、6月3日にEU理事会が第6弾制裁パッケージを正式に採択した。欧州委員会の提案から採択まで1カ月を要しており、加盟国間の調整の難しさが浮き彫りとなった。また、原油・石油製品の禁輸に関わる部分は原案より緩い内容（現実的に実現可能な内容）となっており、なかでもパイプラインを経由する原油の禁輸対象からの除外は同経路（ドルジバパイプラインの南ルート）での調達に依存するハンガリーやチェコ、スロバキアに配慮した形である（図3）。ドイツとポーランドも同パイプライン（北ルート）への依存度が高いものの、両国は自主的に輸入を停止し、EU全体として年内にロシア産原油輸入9割削減を目指すこととなった。

なお、同制裁パッケージはロシアから第三国への原油・石油製品の輸送に対する海上保険の提供禁止も含む。買い手が減ったロシア産原油を中国やインドが購入しているとされるなか、同措置はこうした第三国の動きを妨げ、ロシアのエネルギー収入を大きく減じることで制裁の実効力を高めることを企図したものである。また、世界的な保険市場を有する英国も、EUの動きと足並みを揃える形で同様の制裁発動に同意したと報道されており、正式発表が待たれる状況にある。こうした動きは、欧州のみならず世界の石油貿易に影響を与えるため、その動向を注視する必要がある。

図3 EUの第6弾対ロシア制裁パッケージの概要

（注）赤字は5/4公表の原案からの修正・追加内容

- ロシア産原油・石油製品の部分的禁輸
 - 原油：6カ月以内。パイプライン経由は禁輸対象から除外
 - 石油製品：**8カ月以内**（当初案では年内）
 - 国別猶予期間：
 - 〔ブルガリア〕原油・石油製品の輸入につき**24年末まで**
 - 〔クロアチア〕減圧軽油（VGO）の輸入につき**23年末まで**
- ロシアから第三国への石油輸送に対する海上保険の提供禁止
 - 新規保険契約は即時禁止、既存契約は6カ月の猶予期間あり
- 国際銀行間通信協会（SWIFT）システムからの排除
 - 原案で示されたロシア最大手ズベルバンクを含む3行、さらに**ベラルーシ開発復興銀行**を排除対象に追加
- ロシア国営放送局3局に対し域内での放送活動を停止
- EU企業がロシアに会計、コンサルティング、広報に関するサービスを提供することを禁止
- 輸出規制の対象拡大
 - 軍事産業の強化につながる二重用途物品や技術の輸出制限の対象企業・団体を拡大（対ベラルーシは対象を大幅拡大）**
- 資産凍結などの個人制裁の対象拡大
 - 政府・軍関係者、ブチャ・マリウポリ攻撃関係者など。
 - ロシア正教会の最高指導者キリル総主教は対象から除外**

（出所）欧州理事会、EU理事会の資料をもとに丸紅経済研究所作成

3. エネルギーの脱ロシア依存計画

前述のとおり、概して英米よりも対ロ依存度が高い EU は、自らへの影響に配慮し、現実的な猶予期間を設けながらエネルギー分野での制裁強化に踏み切った。一方、加盟国ごとに対ロ依存度は様々で、外交スタンスでもハンガリーなどと足並みが揃い切らないことで、制裁実施における全会一致の合意形成が容易ではないことも鮮明となった。今後、一段の制裁強化に踏み込む場合、第 6 弾で禁輸対象から除外されたパイプライン経由の原油輸入、さらにその先には天然ガス輸入を禁じる措置が候補となりうるが、そうした措置に関して直ちに EU 内の合意を期待するのは難しい。

また、制裁強化の可否にかかわらず、エネルギーの脱ロシア依存を目指すにはエネルギー供給構造の転換が必要となる。そのなかで天然ガスの扱いはやや複雑である。EU は 2050 年をターゲットとするカーボンニュートラル実現までの移行期間において、天然ガスを重要なエネルギー源だと位置づけているが、天然ガス利用が CO2 を排出することには変わりはない。ただ、短期的に見れば、EU の一次エネルギー消費の 25% (2020 年) を占めるガス需要を直ちに再エネ等の完全にグリーンなエネルギー源 (EU タクソノミーでは天然ガスも条件付きでグリーンに分類) に置き換えることも非現実的である。

そのため、ガス需要そのものの削減に取り組みつつ、ロシア以外のガスの代替供給元 (その大半が LNG の形) を確保しなければならず、あわせて受入基地 (LNG ターミナルのほか、工期がより短い浮体式 LNG 基地も有力視されている) や域内パイプラインといった年単位のインフラ計画も新たに必要となる。これらは脱化石燃料投資の流れに逆行する動きと受け取られかねないため、エネルギー政策の長期目標 (2050 年カーボンニュートラル) と矛盾しない形で脱ロシア依存のロードマップを示すことが必要となる。

こうした流れの中で、欧州委員会が 3 月から検討を進めてきたエネルギーの脱ロシア依存計画「REPowerEU」(5 月 18 日詳細案公表)は、長期目標に向けて手を緩めるものではなく、むしろ **2030 年までの時間軸において取り組みを強化する内容となった。**3 月 8 日公表の概要案の段階では、高騰するエネルギー価格の安定化や (エネルギー需給が一段と逼迫する) 冬の暖房需要期に向けたガス在庫確保といった短期的な緊急対応策、およびロシア産化石燃料からの脱却に向けた中長期的な対応策が示されたが、5 月の詳細案では関連法案の提案を含むこともあり、後者の中長期のエネルギー政策に関わる部分によりフォーカスして計画の見直し・踏み込みがなされた。

具体的には、昨年 7 月公表の気候変動政策パッケージ「Fit for 55」で示された 2030 年 (1990 年比 55%削減の目標年) までの取り組みをベースとしてエネルギー需要の削減ペースを加速させるとともに、再エネ導入も加速させ、化石燃料からの脱却ひいては脱ロシア依存の早期実現を目指す (次頁図 4)。提示された施策が計画どおりに実現すれば、**2027 年には EU 全体のロシア産ガスへの依存度はゼロになる**とのことである。

上記のとおり、ロシア産ガス禁輸など一段の制裁強化に関する合意形成が困難であるなか、本計画は可能な限り早期に (2027 年を目途に) ロシア産ガスから脱却する意思を明確にした点で重要な意義を持つ。言い換えれば、今後の追加制裁でガス禁輸に踏み込むにしても、2027 年を目途とするタイムラインが EU 内の事実上のコンセンサスになるため、そうした長めの猶予期間を設定するような制裁を直ちに発動する必要性は低下したとの見方もできよう。

図 4 REPowerEU の概要

ロシア産化石燃料依存からの脱却の 3 本の柱とその概要		従来目標 (Fit for 55) からの変更点
1. エネルギー消費の節減	市民の行動変容による省エネ (100 億 m3)	2030 年までの計画前倒し (エネルギー効率化指令案の最終エネルギー消費の削減率目標を 2020 年比 9%⇒13%に引き上げ)
	住宅部門のエネルギー効率化、ヒートポンプ (370 億 m3)	
	産業部門のエネルギー効率化、電化 (120 億 m3)	
2. エネルギー供給多様化	ロシア産以外のガス (LNG:500 億 m3 パイプライン:100 億 m3)	目標が後退するものではないが、 短期的にコスト増 2030 年までの天然ガス需要の削減を加速 (水素導入目標を 1,400 万 t 引き上げ 2,000 万 t に。うち 1,000 万 t は域外から輸入)
	バイオメタン (170 億 m3)	
	水素 (含むアンモニア) (270 億 m3)	
3. 再エネ導入の加速	太陽光・風力 (210 億 m3)	2030 年までの計画前倒し (再エネ指令案の再エネ比率目標を 40%⇒45%に引き上げ。 太陽光は 2025 年までに現在の約 2 倍以上の発電電力量を目指す)
	太陽光・風力などの認可手続きの短縮化	

追加のエネルギー削減・調達量：計 1,840 億 m3 > 2021 年のロシア産ガス輸入量：1,550 億 m3

(注) カッコ内のエネルギー削減・調達量はガス換算値

(出所) 欧州委員会の資料をもとに丸紅経済研究所作成

もっとも、かねてから EU のグリーン政策は野心的と見られてきたなか、今回の目標の引き上げと各種規制の見直しによって達成を疑問視する向きは少なくないように思う。再エネや水素の導入が計画通りに進むかという従来からある論点以外に、小さくない規模の省エネ (上記図 4 中の 1 つ目の柱を参照) も目標達成のカギを握りそうである。実際、「EU はロシア産ガス無しでやっていけるか」という論点について年初から複数の在欧シンクタンクが分析・コメントを発出しているが、それを可能にする前提として大胆な需要削減が見込まれていた点は重要なポイントである。

なお、太陽光・風力発電、ヒートポンプ関連の技術革新、再エネ由来水素の普及については、「欧州共通利益に適合する重要プロジェクト (IPCEI)」の選定を通じて高率の国家補助の投入を進める計画となっており、日本企業も参画案件で活用できる可能性がある (ドイツ政府は昨年時点で総額 80 億ユーロを水素関連案件に助成予定と発表)。特に水素に関しては 2030 年までの域内生産目標を従来の約 2 倍の年間約 1,000 万トンに引き上げ、EU 域外からも約 1,000 万トンを入力する計画となっている。EU への潜在的な水素供給国として北アフリカ、サブサハラアフリカ、中東、湾岸諸国、チリ、米国、豪州などを挙げ、特に 2030 年までの時間軸においてはパイプラインでの輸入あるいはアンモニアでの海上輸送が最もコスト効率が高いとしている。このように EU 域外の太陽

光・風力発電などを用いて製造した水素・アンモニアの輸入・利用⁴の可能性も含め、国際的なサプライチェーンの構築を見込んでいる。

最後に、REPowerEUの財源についても触れておきたい。欧州委員会は従来のFit for 55の目標の達成に必要な投資資金に加え、**2027年までに約2,100億ユーロ、2030年までに約3,000億ユーロの追加資金を投入する**としている。主な財源は、コロナ禍での経済復興を支援する目的で設立された「復興基金」の大半を占める復興強靱化ファシリティ（RRF）（返済義務のない補助金枠と返済義務のある融資枠がおおよそ半々）の未利用の融資枠（約2,250億ユーロ）から捻出する計画である。これは2020年の復興基金設立時に各国に割り当てられた融資上限額に加え、新たな融資枠の利用を可能にするもので、各国が欧州委員会に昨年提出した復興計画にREPowerEUに則した計画も盛り込んでアップデートすることを求めている。なお、ハンガリーに関しては、前述のとおり「法の支配」順守を疑問視されている問題により復興基金の支払い手続き自体がまだ承認されていないため、現状のままでは追加予算にもアクセスできないとみられ、今後の動向が注目される。

その他の財源としては排出量取引制度（EU-ETS）の余剰排出枠のオークション収入（200億ユーロ）を補助金として活用するほか、他のEU予算（結束基金や農業関連基金）からの付け替えによって資金を調達する。要するにEU-ETSのオークション収入を除けば、計3,000億ユーロのうちのほとんどは既存予算からの付け替えである。資金調達方法を巡っては、復興基金のように共同債券を新たに発行する可能性のほか、ロシア産化石燃料に対し禁輸ではなく高関税を賦課して関税収入を活用する可能性など、様々な選択肢がシンクタンクなどから提示されていたものの、早期合意が可能という意味で現実的な方法に落ち着いたように見える。REPowerEUで提示された関連規則はEU理事会と欧州議会の承認が必要であり、今後の追加の議論も含めて動向を注視する必要がある。

以上

担当	丸紅経済研究所 経済調査チーム シニア・エコノミスト 堅川 陽平	E-mail: KATAKAWA-Y@marubeni.com
----	-------------------------------------	---------------------------------

（注記）

- ・本資料は丸紅グループ内での利用を目的としたものであり、対外的な利用に関しては担当までご連絡願います。
- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

⁴ 水素・アンモニア輸入に関しては、ドイツの「H2Global」という取り組みが先行しており、国内外の供給者とのオフテイク契約のオークションを計画している。仲介機関による買取価格と販売価格（双方とも入札方式）の差額分をドイツ政府の補助金で補填する仕組みとなっている。